

自治体間におけるメタバースを活用した関係人口拡大・深化事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、自治体間におけるメタバースを活用した関係人口拡大・深化事業業務の受託事業者を選定するにあたり、最適かつ優秀な提案を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

倉吉市は、都市部から地理的に遠く、交通アクセスも不便であることから、都市部住民との関係人口の拡大及びその維持に課題を抱えている。また、倉吉市の都市部における認知度が低く、情報発信に課題がある。

本業務は、本市と同様にメタバース（3次元仮想空間）の取組を行っている他市（神奈川県横須賀市、島根県江津市）と連携して都市部でのイベント出展やデジタル技術を活用した情報発信を行うことにより、都市部における認知度向上を図るとともに、令和9年度から施行予定の国の「ふるさと住民登録制度」の運用開始を見据え、国が実装するアプリとの連携やメタバースをはじめとしたオンラインによるコミュニティ形成を行い、実際の来訪・滞在へと繋げ、関係人口の飛躍的拡大及び地域との繋がり深化を図ることを目的とする。

3 業務の概要

- (1) 業務名 自治体間におけるメタバースを活用した関係人口拡大・深化事業業務
- (2) 業務内容 別紙「自治体間におけるメタバースを活用した関係人口拡大・深化事業業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- (6) 委託上限額 7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
募集公告	令和8年7月9日（木）
質問書の受付期限	令和8年7月15日（水）午後5時00分
質問に対する最終回答	令和8年7月17日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年7月22日（水）午後5時00分
企画提案書の提出期限	令和8年7月29日（水）午後5時00分
プレゼンテーションの審査期間	令和8年8月3日（月）～令和8年8月5日（水）
審査結果通知	令和8年8月7日（金）（予定）
契約締結	令和8年8月中旬（予定）

※選定スケジュールは変更となる場合がある。変更の場合は、参加表明者に直接連絡する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税に滞納がない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 倉吉市内に主たる事務所があり、本市との連絡調整・打合わせ等が適切に対処できる者であること。

6 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - ア 提出期限 令和8年7月15日（水）午後5時00分
 - イ 提出書類 質問書（様式1）
 - ウ 提出方法 電子メール
 - エ 提出先 第15項の提出先・担当に同じ
- (2) 質問に対する回答
 - ア 回答期限 令和8年7月17日（金）
 - イ 回答方法 随時、倉吉市公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月22日（水）午後5時必着
- (2) 提出書類

次に掲げるものを各1部提出すること。なお、規定様式は、倉吉市公式ウェブサイトから取得すること。

 - ア 参加表明書兼誓約書（様式2）
 - イ 前年の納税証明書（国税及び地方税）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類
 - ウ 会社概要（法人登記簿謄本写し、当該事業者の概要が記載されたパンフレット（任意様式））
 - エ 類似業務実績書（様式4）（SNSを活用したコミュニティ形成に係る実績を記載すること。なお、メタバースを活用したコミュニティ形成に係る実績がある場合はこの限りでない。）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）とし、郵送の場合は、送達の確認ができるものに限る。また、封書の表面には、業務名「自治体間におけるメタバースを活用した関係人口拡大・深化事業業務」を記載すること。
- (4) 提出先 第15項の提出先・担当に同じ
- (5) 参加辞退 参加表明書を提出後、参加を辞退するときは、辞退届（様式3）を提出すること。なお、企画提案書を第8項第1号に掲げる期限までに提出されない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年7月29日(水)午後5時必着

(2) 提出書類

次に掲げるものを提出すること。なお、規定様式は、倉吉市公式ウェブサイトから取得すること。

ア 企画提案書(様式5)

イ 見積書(様式任意)

(ア) 見積金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(イ) 必ず見積金額の積算内訳を示すこと。

(ウ) 提出した見積書の引換、変更又は取消をすることはできない。また、見積書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をした場合、これを証印しなければならない。ただし、見積金額については、抹消、訂正又は挿入することはできない。

ウ 業務工程表(任意様式)

各業務項目、打合せ、成果物の取りまとめ等の実施時期を明確に示すこと。

エ 業務実施体制図(任意様式)

本業務に従事する者全ての氏名、役割(業務責任者・担当者等の区分)、担当業務、専門分野等を明記すること。

(3) 企画書の作成について

ア 用紙はA4横判(図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可)とすること。

イ 仕様書を熟読し、第9項第3号表中の審査項目に従って作成すること。

ウ フォントサイズは10ポイント以上とする。ただし、図表等はこの限りでない。

エ 仕様書の内容以外で独自の提案がある場合は、これを加えること。なお、優位のもの、審査基準に従って評価に加える。

(4) 提出部数

正本1部、副本4部

(5) 提出方法 持参又は郵送(提出期限内必着)とし、郵送の場合は、送達の確認ができるものに限る。また、封書の表面には、業務名「自治体間におけるメタバースを活用した関係人口拡大・深化事業業務」を記載すること。

(6) 提出先 第15項の提出先・担当に同じ

9 選考方法

本プロポーザルは、選考委員会によるプレゼンテーション審査で選考する。ただし、企画提案書の提出者が2社を超える場合、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査を実施する対象提案者2社を選考するものとする。(書類審査を実施する場合、令和8年7月30日(木)午後5時までに企画提案書の提出者全てに書類審査を実施する旨の連絡を行う。)

(1) プレゼンテーション審査

庁内の関係課職員で構成する選考委員会において、次のとおり審査を実施する。

ア 実施日時 令和8年8月3日(月)～令和8年8月5日(水)のうち、1社あたり30分間

イ 実施形式 オンライン形式

ウ その他 事前に提案者の希望日時を確認した上で、実施日時を決定するものとする。なお、審査の順番は、選考委員会による審査に一切影響しない。

(2) 審査方法

選考委員会が次の審査基準に基づき公平かつ厳正に審査し、総合評価点の高い順に最優秀提案者及び次点者を決定する。なお、最高得点者が複数の場合、見積金額が最も低い者を最優秀提案

者とする。また、提出者が1社の場合においても審査を実施するが、その場合、総合評価点が60%以上でなければ、最優秀提案者として認めない。

(3) 選考基準

審査項目		主な着眼点	配点
1 企画提案	①事業目的・背景・課題把握	事業の背景・課題を理解しており、提案する事業が目的達成に向けて連動しているか。	20点
	②オンラインイベント	告知や実施内容が的確で、オンラインによるコミュニティの形成ができるか。	10点
	③バーチャル倉吉体験会	適切に対象や場所が計画されており、地元コミュニティが形成され、「ふるさと住民登録制度」の担い手プログラムにつながる事が期待できるか。	10点
	④都市部イベント	出展する都市部イベントが適切に選定されており、都市部での情報発信が期待でき、連携自治体との相乗効果があるか。	10点
	⑤アンケート	アンケートの実施方法が適切で、分析できる内容になっているか。	10点
2 独自提案	独自提案の優位性	事業目的を達成するために効果的な内容、方法など本市にとって有益な提案事項はあるか。	10点
3 業務遂行能力	①実施体制	業務従事者の専門性、チームとしての実効性があるか。	10点
	②業務工程表	工程の現実性、業務の効率性があるか	10点
4 提案価格	妥当性	提案内容と提案価格の妥当性及び積算根拠の妥当性があるか。	10点
計			100点

10 選考結果通知

- (1) 選考結果は、企画提案書の提出者全てに電子メールで通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

11 契約に関する協議

別途、最優秀提案者と契約条件等の協議を行う。ただし、最優秀提案者との協議が不調となった場合、次点者とこれを行う。

12 受託者の決定

上記11に係る協議が整った上で、見積金額が予定価格の制限の範囲内の場合に本業務の受託者として決定する。

13 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する企画提案書は、無効とする。

- ア 上記5の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書
- イ 虚偽の記載のある企画提案書

ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な企画提案書

エ その他提出にあたり不正、違反行為等があったものと選考委員会が認めた企画提案書

14 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。
- (3) 企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (4) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属する。ただし、倉吉市が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合、企画提案書の内容を無償で使用するものとする。
- (5) 企画提案書に関し、倉吉市情報公開条例（平成 13 年倉吉市条例第 24 号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第 10 条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (6) 本プロポーザルへの提案及び参加をするために要した一切の費用は、提案者の負担とする。
- (7) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (8) 倉吉市財務規則（平成 12 年倉吉市規則第 30 号）第 84 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (9) 本業務の委託料の支払いは、全額完了払い又は部分払いとする。
- (10) 本通知に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

15 提出先・担当

倉吉市総務部企画課（担当：木藤）

[所在地] 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 番地

[電話] 0858-22-8161

[ファクシミリ] 0858-22-8144

[電子メール] kikaku@city.kurayoshi.lg.jp